

## 姫路市屋外広告物条例施行規則の改正について

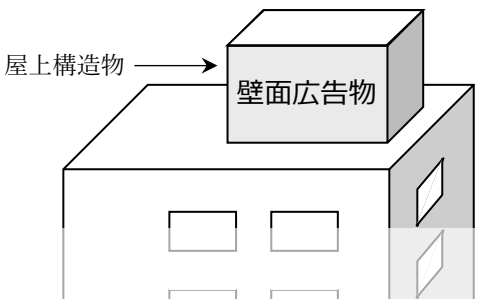
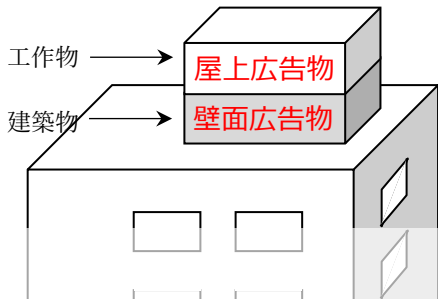
【施行日：令和3年4月1日】

### 改正の概要

#### (1) 建築物の屋上に設置する広告物の取り扱いの整理

これまで、塔屋などの建築物の屋根面より上に突出している部分に設置する広告物は、内部の用途を確認し、屋上構造物であれば屋上広告物、屋上構造物でなければ壁面広告物と取り扱ってきました。

今後は、屋上の突出部分が建築物であれば壁面広告物、工作物であれば屋上広告物と取り扱うこととします。この結果、これまで屋上広告物として取り扱っていたものが今後は壁面広告物となる場合がありますが、実質的な規制が変わらないよう、許可基準を整理するものです。

改正前	改正後
屋上構造物の側面に設置するものは壁面広告物として取り扱う。	建築物の壁面に設置するものは壁面広告物、工作物に設置するものは屋上構造物として取り扱う。
	

基準の詳細は「姫路市屋外広告物条例のてびき」をご覧ください。

#### (2) 大手前通りにおける規制区域及び許可基準の見直し

大手前通りにおいては、商業業務機能の高密化を図りつつ、世界遺産姫路城のバッファゾーンとして相応しい景観を将来にわたり保持するため、都市計画や景観計画で定める、建築物・工作物の高さや、形態意匠の基準を変更しました。それに合わせて、屋外広告物の規制区域及び許可基準を見直すものです。

大手前通り区域は、大手前通りの境界からの幅取りに変更し、大手前通りから20mまでのA区域と、20mを超えるB区域の2つの区域に分け、それぞれに基準を設けます。

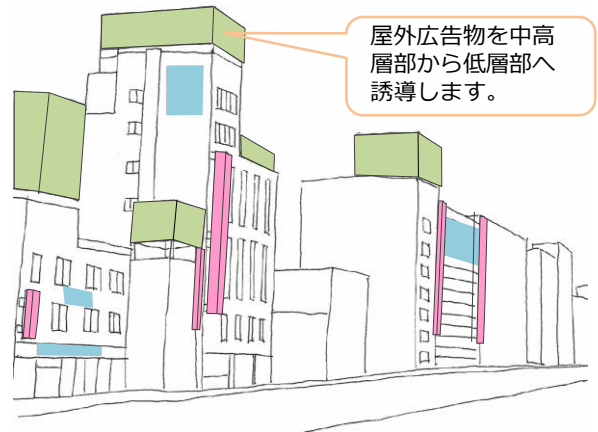
大手前通り A区域およびB区域の区域及び対象

	改正前	改正後
区域		
付加基準適用対象	<p>大手前通りから視認できる広告物等に限る</p>	<p>A区域：区域内に表示・設置する広告物等すべて</p> <p>B区域：地上からの高さ15mを超える部分に表示・設置される広告物等で大手前通りから視認できるものに限る</p>

基準改正の方向性

A地区の基準

- (1) 屋上広告物
  - ・建築物の新築に伴う新設禁止
  - ・既設建築物に設置する場合、地色の色彩は姫路城の漆喰より明るくならないよう明度を下げる
- (2) 壁面広告物
  - ・高さ8m以下は表示面積を緩和
- (3) 突出広告物
  - ・高さ8mを超える部分は新設禁止
  - ・改修する際は地色の色彩は明度を下げる
  - ・高さ8m以下は個数、色彩の規定を緩和



A地区の建物が低いときにはB地区の広告物が視認できる場合があるため、B地区の基準を新設します。

B地区の基準 (高さ15mを超える部分に適用)  
A地区に準じた基準を新設

その他

立て看板などで、一定の基準を満たすものは道路上に設置可



基準の詳細は「姫路市屋外広告物条例のてびき」をご覧ください。